令和　　年　　月　　日

工事等の実施に関する確認書

珠洲市長　宛

住 所

申請者

氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

申請地 珠洲市

私は珠洲市被災宅地等復旧支援事業の実施に関する補助金交付申請書の提出にあたり、関係法令の内容や制度になどについて、珠洲市より下記の説明を受けました。

今回の説明を受け、申請に係る全ての責任は、申請者である私が負うことを確約いたします。

記

1. 申請は１度しかできません。
2. 当該申請地において実施する復旧工事の設計、施工等は申請者自らの責において行うので、市は責任を負いません。そのため、工事内容、工事金額や対策工法の効果など十分に事業者から説明を受けてから契約してください。
3. 申請の提出は原則工事着手前です。工事完成後の提出には理由が必要です。
4. 申請日から、１年以内に工事を完了して補助金請求を行ってください。請求期限は申請後、１年間です。
5. 申請書の審査は申請、変更、完了など合計すると３０日程度を要します。
6. 事前着手・着工・完成している場合、後審査の結果、申請金額より減額となる場合があります。
7. 補助金の交付請求には、工事費を支払ったことを示す領収書等の提出が必要です。

※工事費用の支払い時の安全性を考慮すると振込がお勧めです。振込み時に申請者から金融機関の出納印が押印された振込依頼書等の写しの提示があれば領収書の代わりとして判断ができます。

1. 自己負担がないように申請するなどの行為は、刑法第２４６条にもとづく犯罪であり、不正が発覚した場合は、補助金の返還請求や警察への告発を実施する場合があります。